

愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標
戦略目標 A： 生物多様性の損失の根本原因に対処	A 1： 「生物多様性の社会における主流化」の達成 等	A 1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化 A 1-2：生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進 A 1-3：地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定 A 1-4：生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施 A 1-5：持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	1 2 3 4
戦略目標 B： 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B 1： 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少	B 1-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立 等 B 1-2：2020年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施 等 B 1-3：2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 等 B 1-4：鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 等	5
	B 2： 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B 2-1：持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 B 2-2：森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進 等 B 2-3：持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等 B 2-4：自然と共生した里海づくりの取組の実施	6 7
	B 3： 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等	B 3-1：流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015年3月までに第7次水質総量削減の実施 B 3-2：2014年までに水生生物の保全のための下層 DO及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討 等 B 3-3：生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施	8
	B 4： 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等	B 4-1：2014年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 等 B 4-2：2014年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定 B 4-3：優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進	9
	B 5： 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B 5-1：2013年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施	10
戦略目標 C： 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することによる生物多様性の状況の改善	C 1： 陸域等の17%、海域等の10%の適切な保全・管理	C 1-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理 C 1-2：生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と保全・管理の推進 C 1-3：広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 等 C 1-4：2014年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	11
	C 2： 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等	C 2-1：絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し 等 C 2-2：国内希少野生動物植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等 C 2-3：絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための生息・生育環境の整備の推進 等 C 2-4：トキ、ツシマヤマメコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等 C 2-5：植物遺伝資源保全に関する保全ネットワークの構築 等	12 13
戦略目標 D： 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D 1： 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等	D 1-1：持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進 等 D 1-2：農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等 D 1-3：SAITOVAVA イニシアティブの国内外における推進 D 1-4：2013年までの三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等 D 1-5：自然と共生した里海づくりの取組の実施 D 1-6：生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）を活用した新たな施策展開の検討	14
	D 2： 劣化した生態系の15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	D 2-1：2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立 等 D 2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進 D 2-3：森林施策の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回復の設定 等	15
	D 3： 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D 3-1：可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも2015年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施 D 3-2：地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進	16
戦略目標 E： 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E 1： 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等	E 1-1：必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施 E 1-2：地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標17の達成への貢献	17
	E 2： 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員	E 2-1：伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進 E 2-2：自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等 E 2-3：海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実 E 2-4：生物多様性に関する総合的な評価の実施、わが国の国別目標の中間評価 E 2-5：IPBESへの積極的な参加・貢献、国内体制の整備 E 2-6：わが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備	18 19 20

※国別目標の目標年はB 5, D 3, E 1が2015年、それ以外の国別目標は2020年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。

生物多様性国家戦略 2012-2020

～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～

平成 24 年 9 月 28 日

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 1 戦略計画 2011－2020（愛知目標） 103
- 2 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定 104

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

行動計画の構成と国別目標との関係 116

第1章 国土空間的施策 119

【広域連携施策】

第1節 生態系ネットワーク 119

- 1 生態系ネットワーク 119

第2節 重要地域の保全 121

- 1 自然環境保全地域など 121
- 2 自然公園 122
- 3 鳥獣保護区 125
- 4 生息地等保護区 126
- 5 名勝・天然記念物、文化的景観 126
- 6 保護林、保安林 127
- 7 特別緑地保全地区など 128
- 8 ラムサール条約湿地 128
- 9 世界遺産 129
- 10 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク） 130
- 11 ジオパーク 131
- 12 地域の自主的な管理区域 131

第3節 自然再生 132

- 1 自然再生の着実な実施 132
- 2 自然再生の新たな取組の推進 133

第4節 環境影響評価など 134

- 1 環境影響評価 134
- 2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組 135

【地域空間施策】

第5節 森林 137

- 1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方 137
- 2 多様な森林づくりの推進 138
- 3 「美しい森林づくり推進国民運動」の促進 141
- 4 森林の適切な保全・管理 141
- 5 鳥獣による森林被害対策の推進 141
- 6 人材の育成、都市と山村の交流・定住の促進 142
- 7 施業現場における生物多様性への配慮 142
- 8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 143

の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。特に国指定鳥獣保護区については、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を示すマスタープランに基づき、管理の充実に努めます。また、鳥獣保護区において鳥獣の生息環境が悪化した場合に、必要に応じて鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、鳥獣の繁殖や採餌のための施設の設置、湖沼などの水質を改善する施設の設置、鳥獣の生息に支障を及ぼす動物の侵入を防ぐ侵入防止柵の設置などの事業を行います。（環境省）

4 生息地等保護区

（具体的施策）

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先的に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）

【現状】生息地等保護区：9箇所、885ha（平成24年9月）

- 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。（環境省）

5 名勝・天然記念物、文化的景観

5.1 名勝・天然記念物

（具体的施策）

- わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような特色のある景観地や自然地域を対象として、天然記念物・自然的名勝の指定を推進します。（文部科学省）

【現状】天然記念物の指定件数：994件（平成24年3月末）

自然的名勝の指定件数：154件（平成24年3月末）

- 指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方自治体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定、維持管理・復元など、適切な風致の多様性と生物の多様性保全を進める地方自治体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

【現状】有形文化財等の保存整備等（天然記念物緊急調査・史跡等保存管理計画策定・保存整備・天然記念物再生・天然記念物食害対策）

- 適切な活用を進める観点から、地方自治体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方自治体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。（文部科学省）

【現状】有形文化財等の保存整備等（保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生）

5. 2 文化的景観

(具体的施策)

- 自然と人間とが関わりながら育まれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられていて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定を推進します。(文部科学省)
【現状】重要文化的景観の選定：30件(平成24年3月末)
- 文化的景観の保存・活用を図るため、調査事業・文化的景観保存計画策定事業に対し国庫補助を行うとともに、重要文化的景観に選定された地域について修理・修景などを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)
【現状】有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)
- 文化的景観の普及・啓発を図るため、地域住民などが参加する勉強会や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)
【現状】有形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)

6 保護林、保安林

(具体的施策)

- 国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床や小笠原諸島をはじめ、原始的な森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されており、こうした貴重な森林を「保護林」(大正4年制度創設)に設定し、保全・管理を推進します。このような特別な保全・管理が必要な森林について希少な野生動植物種の分布状況などを踏まえ、よりきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定の目的に応じて7つに分類し、基本的には自然の推移に委ねるなどの取扱いを進めます。(農林水産省)
【現状】保護林面積：90万3千ha(平成23年4月)
- 保護林においては、設定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全・管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護対象種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、植生の回復やニホンジカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)
- 国有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」(平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)
【現状】緑の回廊面積：58万6千ha(平成23年4月)
- 保護林を中心にネットワークを形成する緑の回廊においては、人工林の抜き伐りにより、希少野生動植物の採餌環境及び餌となる動物の生息環境を整備する施業のほか、森林の状態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを引き続き実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新た

な設定を推進します。（農林水産省）

- 水源涵養や土砂流出の防止など、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。（農林水産省）

【現状】保安林：1,202 万 ha（平成 23 年度末）

【目標】保安林：1,281 万 ha（平成 35 年度末）

- 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない溪流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。（農林水産省）

7 特別緑地保全地区など

（具体的施策）

- 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うとともに、都市における生物の生息・生育地の核などとして、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区などの都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全や、都市公園整備等緑化の推進等の取組を進めます。（国土交通省）

【現状】特別緑地保全地区：面積 2,369ha、419 地区

近郊緑地特別保全地区：面積 3,517ha、27 地区（平成 23 年 3 月）

- 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、保全すべき区域について、必要に応じて近郊緑地保全区域などに指定すべく検討を進めます。（国土交通省）

【現状】近郊緑地保全区域：面積 97,330ha、25 区域（平成 23 年 3 月）

- 多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進める制度の活用を図っていきます。（国土交通省）

【現状】管理協定：1.2ha、1 地区、3 契約（平成 23 年 3 月）

8 ラムサール条約湿地

（具体的施策）

- ラムサール条約（昭和 46 年採択）は、国際的に重要な湿地と、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と賢明な利用（ワイズユース）を進めるための条約で、わが国は昭和 55 年に加入しました。ラムサール条約では、国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として最低 1 か所登録することが義務づけられており、わが国は平成 24 年 8 月までに 46 か所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約湿地の国際的な基準を満たすと思われるわが国の湿地について、潜在候補地として選定し、公表しました。同条約の流れとしては、平成 11 年の第 7 回締約国会議において目標とした、「条約湿地数を 2,000 か所にまで増やす」ことを達成（平成 24 年 5 月現在 2,006 か所）し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念

【地域空間施策】

第5節 森林

（基本的考え方）

わが国の国土の3分の2を占める森林は、人工林から原生的な天然林まで多様な構成となっており、多様な野生生物種が生息・生育する場として、生物多様性保全において重要な要素となっています。また、森林は、生物多様性保全に加えて、地球温暖化対策における二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割、土砂流出の防止、水源の涵養、木材などの供給源としての役割など人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤であり、森林の有するこれら多面的機能を総合的かつ持続的に発揮させていく必要があります。

森林における生物多様性の保全にあたっては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて、その土地の自然条件等に適したさまざまな生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが重要です。これを森林の多面的機能が総合的に発揮されるよう進めていく必要があります。森林生態系の不確実性を踏まえた順応的な管理の考え方に基づきつつ、原生的な森林生態系等における保全、人工林等における間伐の実施、長伐期化、広葉樹の導入など、空間的にも時間的にも多様な森林の整備・保全を推進していきます。

さらに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林の整備・保全と併せて、国内の森林・林業・木材産業の再生や森林・林業を支える山村の振興、国民参加の森林づくりなど総合的な施策を実施し、適切な森林の整備・保全が確実かつ継続的に行われる取組を進めていきます。

また、わが国の国土面積の2割、森林面積の3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に位置し原生的な天然林から人工林まで多様な森林が広がり、生物多様性を保全し国民が豊かな暮らしを送るために重要な役割を果たしています。国有林野については、「国民の森林」として公益重視の管理経営を一層推進しつつ、森林における生物の多様性の保全等国有林野事業と民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮し、原生的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林については「保護林」や「緑の回廊」としてその自然環境の保全・管理を行うとともに、国有林野全体の適切な整備・保全を進めていきます。

さらに、森林の保全や持続可能な森林経営の推進のための国際協力等を通じて、地球規模での生物多様性の保全に貢献しています。

1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方

（具体的施策）

- 森林・林業基本計画において、森林の機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能）とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、森林計画制度などを通じてそれぞれの望ましい森林の姿に向けた森林の

整備及び保全を推進します。（農林水産省）

- 期待する機能の発揮に向けては森林の区分に応じた誘導の考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じて、森林・林業基本計画に掲げるそれぞれの誘導への考え方に基づいた森林の整備及び保全を推進します。

育成単層林では、現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図ります。この場合、水源涵養等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積を縮小・分散させるほか、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ります。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導します。

なお、希少な生物が生息・生育する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林または天然生林に誘導します。

育成複層林では、現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本としつつ、希少な生物が生息・生育する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図ります。

天然生林では、現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導するほか、原始的な森林生態系や希少な生物が生息・生育する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、天然生林として維持します。（農林水産省）

- 一定の広がりにおいてさまざまな生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者等が施業を選択する際の目安となる施業方法の提示や効率的な施業技術の普及、多様な森林整備への取組を加速するための合意形成に向けた取組等を進めます。また、原始的な森林生態系、希少な生物の生息・生育地、溪畔林など水辺森林の保全・管理及び連続性の確保、点在する希少な森林生態系の保全・管理等を進め、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。（農林水産省）

2 多様な森林づくりの推進

（具体的施策）

- 路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道及び森林作業道の適切な組合せによる整備を推進します。特に、林道については、計画、設計、施工すべての段階での周囲の環境との調和を図ります。（農林水産省）
- 森林経営計画の策定や施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認等に対

する支援、間伐実施の基盤となる既存の路網を丈夫で簡易な路網へと転換するための改良活動等に対して支援します。（農林水産省）

- 国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林については、市町村及び都道府県が、森林組合などの林業事業者による施業などの集約化や間伐の効果的な実施を促進します。これによっても適時かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業などにより必要な整備を行うこととし、その際、立地条件を踏まえて針広混交林化などを推進します。（農林水産省）
- 植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、早期に適切な更新を確保するため、無届伐採に対する造林命令の適切な運用等の対策を推進します。（農林水産省）
- 森林・林業の再生に向けた適切で効率的な森林の整備及び保全、木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を引き続き推進します。（農林水産省）
- 研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、地域におけるまとめ役となる指導的林業者や施業の集約化に取り組む林業事業者を対象とした重点的な普及などを、林業普及指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。（農林水産省）
- 植栽地の自然条件に適した優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。（農林水産省）
- 将来にわたって国内の森林を適正に整備・保全していくため、林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発を着実に進めるとともに、開発された新品種の普及を図ります。

また、開発途上国などにおける持続可能な森林経営の取組に対し、林木育種に関する技術協力に取り組みます。（農林水産省）

【現状】 林業の再生と国土・環境保全に資する品種の開発、絶滅の危機に瀕している種などの希少・貴重な林木遺伝資源の保全及び森林植物の遺伝的多様性の保全、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発及び普及、林木育種に関する海外技術協力を引き続き推進

【目標】 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」に基づいて、林木の新品種の開発、林木遺伝資源の収集、保存・評価技術の開発、林木育種に関する海外技術協力を実施

- 森林によるさまざまな恩恵は広く国民が享受しており、森林の有する多面的機能の維持・増進に係るコストについては、社会全体で負担していくことが必要です。

森林の有する多面的機能の持続的発揮に向けた社会的コストの負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税等の活用、上下流の関係者の連携による基金の造成や分収林契約の締結、森林整備等のための国民一般からの募金、森林吸収量等のクレジット化等のさまざまな手法が存在します。地球温暖化対策にこたえつつ森林・林業の再生を図っていくため、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、国全体としての財源確保等を検討しつつ、どのような

施設の設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。（農林水産省）

- 関係府省による鳥獣保護管理施策との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。（農林水産省）
- 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方自治体、NPOなどと連携し、奥地国有林における鳥獣の生息状況・被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。（農林水産省）

6 人材の育成、都市と山村の交流・定住の促進

（具体的施策）

- 森林・林業に必要な人材の育成に向け、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者の戦略的・体系的な育成に取り組みます。（農林水産省）
 - 【現状】①フォレスター認定人数：0人（平成25年度認定開始予定）
 - ②森林施業プランナー認定人数：0人（平成24年度認定開始予定）
 - ③現場管理責任者等育成人数：436人（平成23年度）
 - 【目標】①フォレスター認定人数：2,000～3,000人（平成32年度）
 - ②森林施業プランナー認定人数：2,100人（平成27年度）
 - ③現場管理責任者等育成人数：5,000人（平成32年度）
- 基幹産業である林業と木材産業の振興、木質バイオマスなどの未利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の貴重な収入源である特用林産物の生産基盤の高度化などによる多様な就業機会の確保を図ります。また、エネルギー利用など新たな需要が見込まれる木質バイオマスの安定供給や二酸化炭素吸収のクレジット化を推進するほか、山村の資源を活用した地域住民による自主的な起業を推進します。（農林水産省）
- 都市と山村の交流等を通じた山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めるためのネットワーク化を推進します。（農林水産省）
- 山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林の整備、森林環境教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいなどの都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる山村資源を適合させ、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。（農林水産省）

7 施業現場における生物多様性への配慮

（具体的施策）

- 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林計画制度の適切な運用を図るとともに、森林認証の取得など現場での取組事例を紹介し、森林施業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。（農林水産省）
- 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない溪流等水辺の森林等について、その連続性を確保し野生生物の移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。